

SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とする**17の国際目標**で、その下に**169のターゲット**、**232の指標**が決められています。

同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって今、世界を大きく変える道しるべとなっています。



普遍性

先進国を含め、**全ての国が行動**

包摂性

人間の安全保障の理念を反映し
「誰一人取り残さない」

参画性

全てのステークホルダーが役割を

統合性

社会・経済・環境に**統合的に取り組む**

参画性

定期的にフォローアップ

出典:外務省(基礎資料:SDGsの概要及び達成に向けた日本の取組)

SDGs 17の目標

	目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
	目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

SDGs 17の目標

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8 働きがいも 経済成長も 	目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11 住み続けられる まちづくりを 	目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12 つくる責任 つかう責任 	目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。

SDGs 17の目標

	目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護，回復，持続可能な利用の推進，持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する。
		

SDGs 169 のターゲット、232 の指標



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

ターゲット	指標(仮訳)
1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション(都市/地方)別)
1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢別) 1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合(全年齢)
1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)
1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合 1.4.2 (a)土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合(性別、保有の種類別) (b)土地の権利が安全であると認識している全成人の割合(性別、保有の種類別)

全文のダウンロードはこちら



https://www.soumu.go.jp/main_content/000562221.xlsx



https://www.soumu.go.jp/main_content/000562264.pdf